

任意継続被保険者の標準報酬月額について

健保法施行規則第45条に基づき、当組合の標準報酬月額を下記の通り公示します。

記

- | | | |
|-------------|--|---|
| 1. 平均標準報酬月額 | 467,837 | 円 |
| 2. 標準報酬月額 | 470,000 | 円 |
| 3. 適用期間 | 令和7年4月1日～令和8年3月31日 | |
| 4. 保険料の前納 | 任意継続被保険者の保険料の前納は
6カ月又は12カ月の単位で行うことができる。 | |

以上